

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第764号)

平成22年2月5日

横 情 審 答 申 第 764 号

平 成 22 年 2 月 5 日

横浜市会議長 川 口 正 寿 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成21年10月9日市会庶第1105号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「モラル無き庶務課が保有する経理に関する書類（前回以降 税の支出がわかる伝票etc）」の開示請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「モラル無き庶務課が保有する経理に関する書類（前回以降 税の支出がわかる伝票etc）」の開示請求を却下とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「モラル無き庶務課が保有する経理に関する書類（前回以降 税の支出がわかる伝票etc）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が、平成21年6月26日付で行った却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき補正を求めたが、請求者が補正に応じないため、不適法な請求として却下したものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 平成21年4月23日付の開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には「モラル無き庶務課が保有する経理に関する書類（前回以降 税の支出がわかる伝票etc）」と記載されているが、この請求内容では、「経理」という言葉が一般的には会計に関する事務又はその処理を指し、また、法律上も様々な意味に用いられており、漠然としているため、「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が記載されているとは認められない。
- (2) このため、異議申立人（以下「申立人」という。）に対し、平成21年4月28日付市会席第295号により、条例第6条第2項の規定に基づき開示請求書の補正依頼を行った。
補正依頼後、申立人からの要望により補正の回答期限を延長したが、結局回答がなかった。申立人からは、既に同様の請求内容の開示請求が繰り返されているにもかかわらず、補正の求めには応じていないことから、申立人が補正に応じる見込みがないものと判断し、開示請求を却下する決定を平成21年6月26日に行った。
- (3) 申立人は異議申立書において、補正の求めに対して行政文書を絞り込み、文書件数を明記したなどと主張しているが、そのような事実はない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 実施機関は、申立人が真摯に補正に応じて開示対象文書を絞り込み、対象文書件数まで明記したにもかかわらず、その後何の連絡や補正依頼等もないままに却下処分とするため、今後は補正をするだけ時間（金）の無駄と判断する。このような違法な却下行為は封建行政の手本である。
- (3) 実施機関の条例に対する無知ぶりは明らかであり、更なる教育指導を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の経緯

当審査会が確認したところ、次の事実が認められた。

ア 申立人は、平成21年4月23日に、開示請求書に「モラル無き庶務課が保有する経理に関する書類（前回以降 税の支出がわかる伝票etc）」と記載し、開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成21年4月28日付補正依頼書で、申立人あて開示請求書の補正を求めており、その理由は、「経理」という言葉が一般的には会計に関する事務又はその処理を指し、また、法律上も様々な意味に用いられており、漠然としているため、行政文書を特定するに足りる請求内容となっていないというものである。また、このときに実施機関は、横浜市市民情報センターに配架されている文書件名簿（正しくは、横浜市行政文書目録）及び横浜市ホームページ上の行政文書検索システムを案内している。

ウ 実施機関は、申立人が実施機関の定めた期限までに回答しなかったとして、平成21年6月26日に却下とする決定を行った。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第6条第2項では、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ、この場合において、実施機関は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと規定している。

イ 実施機関は、開示請求書に記載された内容では対象行政文書を特定することが困難であるため、条例第6条第2項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めたが、

申立人が補正に応じなかったために対象行政文書を特定することができなかったと主張している。

ウ それに対し申立人は、補正依頼に応じて開示対象文書を絞り込み、対象文書件数まで明記したにもかかわらず、実施機関が却下したことは違法であると主張している。

エ 当審査会では、異議申立書による申立人の主張及び却下理由説明書による実施機関の説明を踏まえて、本件処分の妥当性について検討した。

(ア) 条例第6条第1項第2号では、開示請求書に「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないと規定している。この趣旨は、実施機関の職員において、開示請求に係る行政文書を検索し、抽出された行政文書について当該実施機関が条例第7条第2項所定の非開示情報が含まれているか否かを判断して、所定の期間内に開示決定等を行うことができるための不可欠の前提として一の開示請求において開示を請求することができる行政文書を行政文書全体のうちの一定範囲のものに限定することにあるものと解され、特定分野に係る行政文書のすべてについて開示を求めるような包括的な開示請求では、原則として特定が不十分であると考えられる。

他方で、条例第6条第2項は、実施機関は、開示請求書に形式上の不備の補正を求める場合において、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない旨規定しているところ、この規定は、開示請求者が行政文書を特定することが困難な場合が少なくないことに鑑み、開示請求制度の円滑な運用を図るため、当該実施機関に対し対象行政文書を特定するのに参考となる情報を提供する努力義務を課したものであって、その趣旨からすれば、当該規定は、開示請求書において開示請求に係る行政文書が具体的に特定された形で記載されることを予定しているものということができる。

これらを併せ考えると、条例第6条第1項第2号にいう行政文書を特定するに足りる事項については、少なくとも、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定するに足りるものでなければならないと解するのが相当である。

(イ) 以上を前提として、本件請求に係る開示請求書について検討する。

本件請求に係る開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「モラル無き庶務課が保有する経理に関する書類（前回以降 税の支出がわかる伝票etc）」と記載されていることが認められる。「税の支出等がわかる伝

票etc」とは「経理に関する書類」の例示と解することができることから、開示請求書に開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているか否かは、「経理に関する書類」との記載によって、市会事務局庶務課が保有する行政文書の中から対象行政文書を特定できるかという観点から検討すべきと解されるところ、その記載を素直に読めば、「経理」という分野に係る行政文書のすべてについて開示を求めるような包括的な開示請求であると認められるが、「経理に関する書類」といっても、予算要求から決算に至る一連の事務に関して様々な種類の行政文書が存在しており、その中のいずれの種類の行政文書の開示を求めているのか明らかでない。

なお、補正の有無について実施機関と申立人の間に見解の相違があるが、当審査会に提出された資料からは、申立人が補正依頼に応じた事実を確認することはできなかった。

以上によれば、本件請求に係る開示請求書に条例第6条第1項第2号にいう開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということとはできない。

(ウ) 次に、申立人は、実施機関が本件請求につき条例第6条第2項が規定する手続を行っていないと主張するので、この点について、以下検討する。

申立人は、開示請求書の補正にあたって実施機関が情報提供を行わなかった旨主張している。

実施機関は、補正の参考となる情報として、横浜市行政文書目録及び横浜市ホームページ上の行政文書検索システムを案内しているのみであるが、事情によってはそれをもって情報提供が不十分であったとまではいえない場合もある。

申立人は、実施機関が開示請求書の補正を求めている間にも、開示請求等のために来庁していることが認められるが、その機会に自身の求める情報の具体的内容を明らかにし、開示請求の対象として該当する可能性のある行政文書について実施機関の説明を受けるなどした上で、開示請求書を補正することもできたはずである。このような事情を踏まえて総合的に判断すると、実施機関の対応は必ずしも十分とはいえないものの、本件においては、少なくとも自らが閲覧を求める行政文書について具体的に説明する意思が申立人にあったとは認められない。このような場合には、実施機関は、申立人にとってどのような情報が参考となるのかも判断できないため、結果的に情報提供を万全に行うことができなくなってし

まったとしてもやむを得なかったといえる。

(I) よって、当審査会は、本件請求については、行政文書を特定するに足りる事項が開示請求書に記載されていないため、却下とすべき請求に当たると判断した。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件請求を却下とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年10月9日	・実施機関から諮問書及び却下理由説明書を受理
平成21年10月16日 (第88回第三部会) 平成21年10月22日 (第155回第一部会) 平成21年10月23日 (第158回第二部会)	・諮問の報告
平成21年11月6日 (第89回第三部会)	・審議
平成21年11月20日 (第90回第三部会)	・審議
平成21年12月4日 (第91回第三部会)	・審議
平成21年12月22日 (第92回第三部会)	・審議
平成22年1月8日 (第93回第三部会)	・審議